

持続可能な協働・共創のまちづくり 鹿沼市とUR都市機構が包括連携協定を締結

鹿沼市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、令和3年12月に連携協定を結び、共にまちづくりを行ってきました。このたび、両者が進める「持続可能な協働・共創のまちづくり」をより加速化させるため、新たに包括連携協定を令和7年3月26日（水）に締結しました。

今後、両者の知恵・情報・人材・技術を活用し、さらなる相乗効果を発揮しながら、鹿沼市のまちづくりに引続き取り組んでまいります。

（別添協定書参照）



写真左から

まつい しょういち
松井 正一
にし の けんすけ
西野 健介

鹿沼市長
UR都市機構
東日本都市再生本部長

（お問い合わせ先）

鹿沼市

総合政策部総合政策課 （電話）0289-63-2146

都市建設部都市計画課 （電話）0289-63-2209

UR都市機構

東日本都市再生本部 総務部総務課（広報担当）

（電話）03-5323-0625

<締結式の概要>

締結式名	鹿沼市と独立行政法人都市再生機構の包括連携に関する協定締結式
協定名称	鹿沼市と独立行政法人都市再生機構のまちづくりに関する 包括連携協定書
開催日時	2025年3月26日(水)午後2時～午後2時半
開催場所	鹿沼市役所3階 特別会議室
企業名及び締結者	鹿沼市 鹿沼市長 ^{まつい} 松井 ^{しょういち} 正一 UR都市機構 東日本都市再生本部長 ^{にしの} 西野 ^{けんすけ} 健介
締結式の流れ	1 開会 2 出席者紹介 3 趣旨説明 4 協定締結 5 記念撮影 6 挨拶 7 質疑応答 8 閉会

<協定締結の背景>

鹿沼市は、現在鹿沼市第8次総合計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、持続可能な協働・共創のまちづくりの実現に向けて各種施策・事業に取り組んでいるところです。特に人口減少社会において、今後魅力と活力あるまちづくりを一層推進するために、これまで以上に地域・民間事業者・行政などが一丸となった取り組みを進める必要があります。

鹿沼市とUR都市機構は令和3年12月に「まちづくりに関する連携協定」を締結し、既存建物を活用したまちづくり拠点「kanuma commons（カヌマコモンズ）」の整備・運営を始め、特に中心市街地でのまちづくりの活性化に寄与してまいりました。締結後、様々な公民連携の取組やリノベーション物件の増加等の動きが見られつつあります。

これまでの取組に加えて、相互の連携体制を強化し、「持続可能な協働・共創のまちづくり」に向け、より幅広い連携が可能となる包括連携協定の締結に至りました。

<本協定に基づく主な取り組み事項>

- ①中心市街地におけるまちづくりの検討に関すること。
- ②公民連携まちづくりの推進に関すること。
- ③交流人口・関係人口・定住人口の創出に関すること。
- ④地域経済の活性化に関すること。
- ⑤安全・安心なまちづくりに関すること。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

<鹿沼市の概要>

鹿沼市は、東京から約100km、北関東のほぼ中央部に位置しており、東部は県都宇都宮市、北部は国際的な観光都市日光市に隣接する、美しい田園風景と調和のとれた市街地、美しい清流や豊かな自然を有する人口約90,000人の都市です。また、東武日光線、JR日光線、東北縦貫自動車道鹿沼ICを有するなど、様々な交通網にも恵まれています。

市中心部では、「鹿沼今宮神社祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、歴史的伝統文化が継承される一方、若者を中心にリノベーション等による起業が増加するなど、歴史や文化を地域資源として生かすまちづくりの機運が高まりつつあります。また、「いちご市」を宣言し、市の特産品であるイチゴを使ったシティプロモーションを行うなど、市が持つ多様で豊かな魅力を発信し、交流人口の創出や移住定住を促進しています。

<UR都市機構の概要>

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く”まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

令和6年能登半島地震への対応については、被災者の生活再建のため応急仮設住宅建設に係る技術的支援等を行うとともに、被災市町の復興まちづくりに係る支援を行っています。

<https://www.ur-net.go.jp>

鹿沼市と独立行政法人都市再生機構のまちづくりに関する包括連携協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、甲のまちづくりの実現に向けて、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鹿沼市総合計画をはじめとする、甲のまちづくりに関する取組方針に基づき、甲及び乙が持つ知恵・情報・人材・技術を活用し、相互効果を発揮しながら連携・協力することにより、持続可能な協働・共創のまちづくりの実現に向け取り組むことを目的とする。

（役割分担等）

第2条 甲は、まちづくりに係る現状分析、課題認識等を行うとともに、乙と相互連携協力を図りながら施策を推進する。

2 乙は、自ら持つ知見等を活用し、前項のまちづくりに係る施策の推進等を支援する。

（連携及び協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- 1) 中心市街地におけるまちづくりの検討に関すること。
 - 2) 公民連携まちづくりの推進に関すること。
 - 3) 交流人口・関係人口・定住人口の創出に関すること。
 - 4) 地域経済の活性化に関すること。
 - 5) 安全・安心なまちづくりに関すること。
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携及び協力事項の詳細については、別途甲乙合意の上、決定する。

（連携体制）

第4条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、漏らしてはならない。本協定の有効期間終了後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日とする。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間内に、甲乙いずれかから本協定の更新について意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行い、合意に達した際は、有効期間満了後から更に2年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。
令和7年3月26日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市

市長 松井 正一 (締結式にて署名)

乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部

本部長 西野 健介 (締結式にて署名)